

低所得世帯支援給付金のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、低所得世帯（均等割のみ課税世帯）支援給付金や低所得世帯支援給付金のこども加算をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に他の市区町村で給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの登別市から受給することができる可能性があります。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの登別市での手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

低所得世帯（均等割のみ課税世帯）支援給付金

令和5年度分**住民税均等割のみ課税**の世帯

→ 1世帯あたり**10万円**

低所得世帯支援給付金のこども加算

令和5年度分住民税非課税または均等割のみ課税世帯の**子育て世帯**※

→ 児童1人あたり**5万円**

※同一世帯で18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯

※別世帯に扶養している児童がいる場合も対象になることがあります

申請先

登別市役所保健福祉部社会福祉グループ

申請期間

令和6年2月29日（木）～

令和6年5月31日（金）



低所得世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

登別市役所保健福祉部社会福祉グループ
「低所得世帯支援給付金」窓口

受付時間 平日9:00～17:30



0143-57-1000

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、表面に記載の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの登別市から給付金を受給できる可能性があります。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、支給要件を満たす場合には受給できる可能性があります。

Q 現在の住まいで受給するためには、
どのような手続きが必要ですか？

A 表面に記載の給付金担当窓口にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「支給要件確認書」をご提出ください。